

山梨市有料広告掲載事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する資産（市の発行する印刷物及び市のホームページ等を含む。以下これらを「市資産」という。）に、民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）を実施することにより、民間事業者等の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、市の新たな財源を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を掲載し、又は特定の名称を付与することができる市資産のうち次に掲げるものをいう。
 - ア 市の広報誌、封筒その他印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の施設
 - エ その他広告媒体として活用できる市資産
- (2) 広告掲載 広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品の受入れ、タイアップ、ネーミングライツ等）を用いて、民間事業者等の広告を掲載し、又は特定の名称を付与することをいう。
- (3) 広告事業 市資産を広告媒体の用に供し、これに伴う広告料を徴し、又は物品若しくは役務の提供を受けることをいう。

(広告事業の範囲)

第3条 広告事業の実施に当たっては、広告媒体が有する市資産としての本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、当該広告事業の公共性に鑑み、社会的な信頼性及び公平性を損なうことのないよう十分配慮するものとする。

2 広告事業に係る掲載基準は、市長が別に定める。

(広告媒体ごとの募集方法等)

第4条 市長は、広告媒体ごとに定める募集方法等により、広告主又は広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）を募集するものとする。

(広告掲載料の納付)

第5条 広告掲載が決定された広告主等は当該広告掲載に係る契約条項等に定められた期日までに、市の指定した方法により、広告掲載料を前納するものとする。

(広告掲載料の返還)

第6条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときはこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により、広告掲載料を還付する場合における還付の金額は、市長及び広告主等による協議の上定めるものとする。

(広告掲載の中止等)

第7条 市長は、次の各号にいずれか該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (3) 広告主等が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 広告主等が社会的信用を著しく損なうような不祥事をおこしたとき。
- (5) 広告主等の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告主等が書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (7) 広告掲載期間中において、別で定める掲載基準に該当しなくなったとき。
- (8) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告内容等の変更)

第8条 広告主等は、広告掲載の申込み後及び広告掲載期間中に掲載内容等の変更を必要とする場合は市と事前に協議するものとする。

(広告主等の責務)

第9条 掲載した広告に関する一切の責任は、広告主等が負う。

2 前2条の規定による、広告掲載の中止等又は広告内容等の変更に係る経費は、広告主等の負担とする。ただし、市の業務上、やむを得ない事由が生じたときの広告撤去に係る経費等はこの限りでない。

3 第三者から、広告掲載に関連して苦情の申し立て、損害賠償の請求等があったときには、広告主等が自らの責任で解決しなければならない。

(広告審査会)

第10条 次の事項に関する審査を行うため、広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(1) 新たな広告媒体としての適否の決定及び掲載基準の審査

(2) 広告掲載内容及び広告主等の適否の審査

(3) その他市長が必要であると認めるもの

2 審査会は委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は、副市長を、委員は、市長が指名する職員をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

6 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 審査会の事務局は、財政課経営管理担当に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。